

3 障害福祉サービス等の利用見込みとその確保策

障害福祉サービス等の量を見込むにあたっての基本的な考え方は、国の基本指針に即し、各サービスの月間の実利用見込者数に1人あたり月平均利用量を乗じた数量を必要見込量として算出することを基本とします。

$$\text{（必要見込量）} = \text{（ひと月の実利用見込者数）} \times \text{（1人あたり月平均利用量【日数・時間】）}$$

(1) 自立支援給付の利用見込みと整備の方向性

ア 訪問系サービス

訪問系サービスは、障がい者が自宅等での生活を維持するために必要なサービスです。

(ア) サービスの内容

サービス名	サービス内容
居宅介護	・自宅において、入浴や食事等の身体介護、掃除や洗濯等の家事援助及び通院の付き添いを提供するサービス
重度訪問介護	・重度の障がい等で常時介護を必要とする障がい者が対象 ・自宅での入浴や食事等の介護から外出時の移動介護を総合的に提供するサービス
同行援護	・視覚障がいがあり移動が困難な障がい者が対象 ・外出時に同行し移動の支援を提供するサービス
行動援護	・知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常時介護が必要な障がい者が対象 ・行動の際に生じる危険回避のための援護や外出時の移動中の介護等を提供するサービス
重度障がい者等 包括支援	・介護の必要の程度が著しく高い人が対象 ・居宅介護など障害福祉サービスを包括的に提供するサービス

(イ) 実績と見込量

サービス名	単位	対象	実績				実績見込			
			平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
居宅介護	利用者数 [人/月]	身体障害者	284	285	280	274	271	267	264	261
		知的障害者	178	189	191	198	205	212	219	227
		精神障害者	228	258	266	273	290	308	327	347
		障害児	55	57	59	52	51	50	50	49
		合計	745	789	796	796	816	837	860	884
	量の見込み [時間/月]	身体障害者	8,804	8,835	8,680	8,763	8,750	8,736	8,723	8,710
		知的障害者	2,670	2,646	3,056	3,358	3,631	3,927	4,248	4,594
		精神障害者	3,192	3,096	3,192	2,998	2,939	2,880	2,823	2,767
		障害児	1,100	1,083	1,180	990	961	933	906	879
		合計	15,766	15,660	16,108	16,108	16,280	16,477	16,700	16,950
重度訪問介護	利用者数 [人/月]	身体障害者	18	20	18	18	19	20	21	22
		知的障害者	1	1	1	1	1	1	1	1
		精神障害者	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	19	21	19	19	20	21	22	23
	量の見込み [時間/月]	身体障害者	4,230	4,120	4,032	3,995	4,235	4,475	4,715	4,955
		知的障害者	15	21	15	10	9	9	8	7
		精神障害者	0	0	0	0	0	0	0	0
		障害児	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	4,245	4,141	4,047	4,005	4,244	4,484	4,723	4,962
		合計	4,245	4,141	4,047	4,005	4,244	4,484	4,723	4,962
行動援護	利用者数 [人/月]	知的障害者	98	125	142	152	176	204	236	274
		精神障害者	3	2	1	2	1	1	1	1
		障害児	3	3	5	5	7	8	10	13
		合計	104	130	148	159	184	213	248	288
	量の見込み [時間/月]	知的障害者	2,744	2,750	3,266	3,941	4,462	5,052	5,720	6,476
		精神障害者	30	30	19	22	21	19	18	17
		障害児	114	93	90	101	98	95	92	90
		合計	2,888	2,873	3,375	4,065	4,581	5,167	5,830	6,582
		合計	2,888	2,873	3,375	4,065	4,581	5,167	5,830	6,582
		合計	2,888	2,873	3,375	4,065	4,581	5,167	5,830	6,582
同行援護	利用者数 [人/月]	身体障害者	89	86	78	81	82	83	84	85
		障害児	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	89	86	78	81	82	83	84	85
	量の見込み [時間/月]	身体障害者	2,403	2,494	2,184	2,198	2,238	2,278	2,318	2,358
		障害児	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	2,403	2,494	2,184	2,198	2,238	2,278	2,318	2,358
重度障害者 等包括支援	利用者数 [人/月]	身体障害者	0	0	0	0	1	1	1	1
		知的障害者	0	0	0	0	1	1	1	1
		合計	0	0	0	0	2	2	2	2
	量の見込み [時間/月]	身体障害者	0	0	0	0	240	240	240	240
		知的障害者	0	0	0	0	240	240	240	240
		合計	0	0	0	0	480	480	480	480

(ウ) 見込量確保のための方策

- ・ 重度障がい者に対しては、必要に応じた複数派遣の支給決定など、手厚い体制で支援が行えるよう取り組みます。
- ・ 障がい特性に対応したサービスの提供体制を確保するため、喀痰吸引等研修、同行援護従事者研修、強度行動障がい支援者養成研修等の受講支援に取組みます。
- ・ 今後もサービス利用の増加を見込んでおり、安定的なサービス提供を行うため、福祉人材の確保について、事業所とともに検討を進めます。

(「4 障害福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組」と関連)

イ 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、社会参加を促進するため、昼間の活動を支援するサービスです。

(ア) サービスの内容

サービス名	サービス内容
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・障害支援区分3（施設入所支援を利用する場合は区分4）以上、または年齢が50歳以上の障害支援区分2（施設入所支援を利用する場合は区分3）以上の障がい者が対象 ・昼間に、事業所において食事や排せつ等の介護等、生産活動や創作活動等の場を提供するサービス
自立訓練	<ul style="list-style-type: none"> 〈機能訓練〉 ・一定期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を提供するサービス 〈生活訓練〉 ・一定期間、食事や家事等、日常生活能力向上のために必要な訓練等を提供するサービス
就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労等を希望する65歳未満の障がい者が対象 ・一定期間、事業所での作業や企業実習、職場探しや就労後の職場定着のための支援等を提供するサービス
就労継続支援（A型）	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労等が困難な方のうち、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障がい者が対象 ・事業所内で雇用契約に基づいた就労の場が提供され、一般就労に向けて必要な知識や能力を向上させるための訓練を提供するサービス
就労継続支援（B型）	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等の就労が年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障がい者及び就労移行支援事業を利用し企業等や就労継続支援A型の利用が困難な障がい者が対象 ・雇用契約は締結しないで、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等を提供するサービス
就労定着支援	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労へ移行した障がい者で、就労の継続を図るため、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活における課題解消に向けて必要な連絡調整や指導・助言等の支援を提供するサービス
療養介護	<ul style="list-style-type: none"> ・医療を必要とする常時介護を必要とする障がい者が対象 ・病院その他施設等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を提供するサービス

(イ) 実績と見込量

サービス名	単位	対象	実績		実績		実績見込 令和2年度 2020年度	見込量		
			平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度		令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
生活介護	利用者数 [人/月]	身体障害者	321	315	306	306	302	297	292	288
		知的障害者	525	539	554	574	591	609	627	646
		精神障害者	65	67	63	79	84	90	97	104
		合計	911	921	923	959	977	996	1017	1038
	量の見込み [人日/月]	身体障害者	5,457	5,670	5,202	5,208	5,134	5,061	4,990	4,919
		知的障害者	10,500	10,780	10,526	10,904	11,046	11,190	11,336	11,483
		精神障害者	780	804	630	785	801	817	833	850
		合計	16,737	17,254	16,358	16,897	16,981	17,069	17,159	17,253
療養介護	利用者数 [人/月]	身体障害者	34	34	35	30	32	32	32	32
		知的障害者	0	0	0	7	8	8	8	8
		精神障害者	0	0	0	0	0	0	0	0
		合計	34	34	35	37	40	40	40	40
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 [人/月]	身体障害者	2	2	4	3	4	5	6	8
		知的障害者	0	0	0	2	3	5	7	10
		精神障害者	1	1	2	0	0	0	0	0
		合計	3	3	6	5	7	10	13	18
	量の見込み [人日/月]	身体障害者	24	24	64	54	81	122	183	274
		知的障害者	0	0	0	0	0	0	0	0
		精神障害者	21	21	38	0	0	0	0	0
		合計	45	45	102	54	81	122	183	274
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 [人/月]	身体障害者	5	5	3	2	2	1	1	1
		知的障害者	20	19	27	35	43	52	63	77
		精神障害者	17	23	27	33	41	51	63	79
		合計	42	47	57	70	85	104	127	157
	量の見込み [人日/月]	身体障害者	90	80	51	36	27	20	15	11
		知的障害者	320	323	432	627	794	1,005	1,272	1,611
		精神障害者	374	368	405	523	588	662	744	837
		合計	784	771	888	1,186	1,409	1,686	2,032	2,459
就労移行支援	利用者数 [人/月]	身体障害者	10	8	5	10	11	12	13	15
		知的障害者	34	46	48	38	41	43	46	49
		精神障害者	64	80	92	88	99	110	123	138
		合計	108	134	145	136	150	165	183	202
	量の見込み [人日/月]	身体障害者	160	152	85	182	222	270	328	400
		知的障害者	850	782	864	687	646	607	571	536
		精神障害者	1,344	1,440	1,472	1,409	1,433	1,458	1,483	1,508
		合計	2,354	2,374	2,421	2,278	2,301	2,335	2,381	2,444
就労継続支援 (A型)	利用者数 [人/月]	身体障害者	30	34	35	31	31	31	32	32
		知的障害者	30	46	42	43	50	58	67	78
		精神障害者	60	80	83	103	123	148	178	214
		合計	120	160	160	177	205	238	277	325
	量の見込み [人日/月]	身体障害者	660	646	665	583	560	539	518	498
		知的障害者	720	920	798	865	931	1,002	1,079	1,161
		精神障害者	1,140	1,360	1,494	1,744	2,011	2,318	2,673	3,081
		合計	2,520	2,926	2,957	3,192	3,502	3,859	4,269	4,740
就労継続支援 (B型)	利用者数 [人/月]	身体障害者	64	63	62	65	65	66	66	67
		知的障害者	176	177	177	186	189	192	196	199
		精神障害者	116	120	130	139	147	156	166	176
		合計	356	360	369	389	401	414	428	442
	量の見込み [人日/月]	身体障害者	832	819	744	846	855	863	872	880
		知的障害者	3,168	3,186	3,009	3,154	3,152	3,150	3,148	3,146
		精神障害者	1,740	1,680	1,820	1,940	2,014	2,092	2,172	2,255
		合計	5,740	5,685	5,573	5,940	6,021	6,104	6,191	6,281
就労定着支援	利用者数 [人/月]	身体障害者	0	0	0	5	5	6	8	10
		知的障害者	0	0	0	16	18	20	22	25
		精神障害者	0	0	0	28	31	35	40	46
		合計	0	0	0	49	54	61	70	81

(ウ) 見込量確保のための方策

- ・ 障がい者の社会参加を促進するため、障がい特性に合った支援体制の確保に取り組めます。
- ・ 医療的ケアの必要な重度障がい者の日中活動の場の整備促進に効果的な方策を検討します。

ウ 短期入所サービス(ショートステイ)

(ア) サービスの内容

自宅で介護者が病気になった時や、体や心の休息が必要になった時などに、施設等へ短期間入所し、宿泊に伴う入浴、排せつ及び食事の介護等を提供するサービス

(イ) 実績と見込量

サービス名	単位	対象	実績		実績		実績見込		見込量	
			平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
短期入所	利用者数 [人/月]	身体障害者	63	66	63	65	66	67	68	69
		知的障害者	131	154	176	188	211	239	269	303
		精神障害者	4	7	8	8	11	15	19	25
		障害児	27	31	37	32	34	36	38	40
		合計	225	258	284	293	322	356	394	438
	量の見込み [人日/月]	身体障害者	504	528	504	523	529	536	543	551
		知的障害者	917	924	1,056	1,125	1,206	1,293	1,386	1,485
		精神障害者	68	77	64	101	119	141	166	196
		障害児	135	155	185	189	212	238	266	299
		合計	1,624	1,684	1,809	1,938	2,067	2,207	2,362	2,531

(ウ) 見込量確保のための方策

- ・ 医療的ケアが必要な重度障がい者への支援が可能なサービスの不足を解消するため、サービスの確保に向け取組めます。
- ・ 緊急時の対応力向上のため、市内の短期入所施設における緊急受入れ枠をより有効的に活用し、引き続き支援体制の検討を進めます。
(「2 成果目標(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実」と関連)
- ・ 親元からの自立に向けたステップとして、1人暮らしやグループホーム等で生活するための練習ができるよう、生活体験利用を促進します。

エ 居住系サービス

居住系サービスは、住まいの場の提供及び主に夜間や休日の暮らしを支えるサービスです。

(ア) サービスの内容

サービス名	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	・ 共同生活を営む住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他必要な日常生活上の支援を提供するサービス
施設入所支援	・ 障害者支援施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護その他必要な日常生活上の支援を提供するサービス
自立生活援助	・ 障害者支援施設やグループホームからの一人暮らしへの移行を希望する者等が対象 ・ 定期的な巡回訪問等や相談対応により、居宅での自立した日常生活を送る上での状況把握、必要な助言又は関係機関との連絡調整等の支援を提供するサービス

(イ) 実績と見込量

サービス名	単位	対象	実績		実績		実績見込	見込量		
			平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
共同生活援助	利用者数 [人/月]	身体障害者	57	58	58	61	62	63	65	66
		知的障害者	209	224	234	245	258	272	287	302
		精神障害者	42	46	54	53	57	62	67	72
		合計	308	328	346	358	377	397	418	440
施設入所支援	利用者数 [人/月]	身体障害者	78	74	72	70	69	68	67	66
		知的障害者	99	100	99	97	97	97	97	97
		精神障害者	4	4	2	2	2	2	2	2
		合計	181	178	173	169	168	167	166	165
自立生活援助	利用者数 [人/月]	身体障害者	0	0	0	0	0	0	0	0
		知的障害者	4	4	4	4	4	4	4	4
		精神障害者	4	4	4	4	4	4	4	4
		合計	8	8	8	8	8	8	8	8

(ウ) 見込量確保のための方策

- ・ 地域移行後の住まいの場及び重度化した障がい者が安心して生活できる場としてのグループホームの整備促進に取り組めます。
(「2 成果目標(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行」と関連)
- ・ 医療的ケアの必要な重度障がい者の地域生活が実現できるよう、サービスの確保策及び支援体制の構築に向け検討を進めます。

オ 相談支援

相談支援は、障害福祉サービス等を利用するために必要となるものであり、障がい者がサービスにつながる際に重要な役割を果たすものです。

(ア) サービスの内容

サービス名	サービス内容
計画相談支援	・ 障害福祉サービスを利用しようとする障がい者等が対象 ・ サービス等利用計画の作成やサービス事業者との連絡調整を行うサービス
地域移行支援	・ 障害者支援施設等に入所または精神病院に入院している障がい者が対象 ・ 住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を提供するサービス
地域定着支援	・ 居宅において単身の障がい者や施設や病院から退所等したが地域生活が不安定な障がい者が対象 ・ 安心して生活できるように常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談やその他必要な支援を提供するサービス

(イ) 実績と見込量

サービス名	単位	対象	実績		実績		実績見込	見込量		
			平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度		令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度
相談支援	利用者数 [人/月]	身体障害者	83	80	84	51	58	65	72	79
		知的障害者	96	114	134	84	94	104	114	124
		精神障害者	106	128	146	96	113	130	147	164
		障害児	1	2	1	1	1	2	3	4
		合計	286	324	365	231	266	301	336	371
地域移行支援	利用者数 [人/月]	身体障害者	1	0	1	1	1	2	3	4
		知的障害者	1	1	1	0	0	1	2	3
		精神障害者	2	2	2	1	2	3	4	5
		合計	4	3	4	2	3	6	9	12
地域定着支援	利用者数 [人/月]	身体障害者	0	0	0	0	0	0	0	0
		知的障害者	1	1	1	1	1	1	1	1
		精神障害者	0	0	0	1	2	3	4	5
		合計	1	1	1	1	3	4	5	6

(ウ) 見込量確保のための方策

- ・ サービスの支給決定に先立ち、サービス等利用計画が必ず作成されるよう、相談支援専門員の体制確保に向けた取組を継続します。
- ・ 相談者の悩みを引き出すとともに、相談者の意向や置かれている状況を勘案し、適切なサービスにつなぐことができる人材の育成を支援するため、専門性を高める研修等を実施します。
- ・ 施設入所や入院している障がい者の状況や意向の把握に努めるとともに、地域移行支援及び地域定着支援のサービスについて入所施設や医療機関へ周知し、サービスの利用を促進します。

(2) 地域生活支援事業の利用見込みと整備の方向性

ア 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

(ア) サービスの内容

サービス名	サービス内容
理解促進研修 ・ 啓発事業	障がい者等や障がい特性等に関する地域住民の理解を深めるための研修や啓発活動を実施することにより、障がい者等の日常生活及び社会生活における社会的障壁の除去及び共生社会の実現を図る。
自発的活動支援事業	共生社会の実現を図ることを目的とし、障がい者やその家族、地域住民による地域における自発的な取組みを支援することにより、共生社会の実現を図る。

(イ) 実績と見込量

年度		平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年 度見込み	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
項目		(2018 年度)	(2019 年度)	(2020 年 度見込 み)	(2021 年度)	(2022 年度)	(2023 年度)
理解促進研 修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支 援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

(ウ) 見込量確保のための方策

- ・ 障がい者の社会参加を推進するため、イベント等の機会を活用し啓発活動を推進するとともに、障がい者等が自発的に行う活動を支援することで、地域における障がいや障がい者に対する理解促進に取り組めます。

イ 相談支援事業

(ア) サービスの内容

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を送ることができるよう、以下の事業を行います。

サービス名	サービス内容
障がい者 相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や障がい福祉サービスの利用支援を行うとともに、障がい者の権利擁護のために必要な援助等、関係機関との連絡調整を行う。
基幹相談 支援センター等 機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置し、相談支援機能の強化を図る。
住宅入居等 支援事業 (居住サポート事業)	賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に関する支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援する。

(イ) 実績と見込量

年度		平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度 見込み	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
項目		(2018 年度)	(2019 年度)	(2020 年度 見込み)	(2021 年度)	(2022 年度)	(2023 年度)
障がい者相 談支援事業	実施箇所数	5	6	6	6	6	6
	基幹相談支 援センター の設置の有 無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支 援センター 等機能強化 事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等 支援事業 (居住サポ ート事業)	実施の有無	無	無	無	有	有	有

(ウ) 見込量確保のための方策

- ・ 障がい者相談支援センターについて、センターの認知度を高める取組を行うとともに、地域の身近な相談窓口として相談者に最適な支援が行えるよう、機能強化に取り組めます。(「2 成果目標(6)相談支援体制の充実・強化等」と関連)【再掲】
- ・ 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核機関としての機能を果たすため、計画相談支援事業所や障がい者相談支援センターだけでは解決が困難な課題が発生した場合に専門的な指導や助言を行うとともに、研修等を実施し、相談者のニーズを十分に引き出し、相談者の状況や意向を勘案しながら適切なサービスにつなぐことができる相談員等の育成に取り組めます。(「2 成果目標(6)相談支援体制の充実・強化等」と関連)【再掲】

ウ 成年後見制度関連事業(成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業)

(ア) サービスの内容

サービス名	サービス内容
成年後見制度利用支援事業	判断能力が十分でない障がい者が、障がい福祉サービスの利用契約の締結等を適切に行えるよう、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図る。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することにより、障がい者の権利擁護を図る。

(イ) 実績と見込量

年度		平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年 度見込み	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
項目		(2018 年度)	(2019 年度)	(2020 年 度見込 み)	(2021 年度)	(2022 年度)	(2023 年度)
成年後見制度 利用支援事業	年間利用者 数	20	23	30	32	37	42
成年後見制度 法人後見支援 事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

(ウ) 見込量確保のための方策

- ・ 成年後見制度については、後見人等が実施する支援内容を障がい者が理解し、相談機関等を通じて利用につながるができるよう、市報すいたやホームページ等を活用しながら、関係機関等と連携して一層の啓発に取り組みます。
- ・ 後見人等の高齢化も見据え、成年後見制度法人後見支援事業の実施に向け、事業の検討を進めます。

エ 意思疎通支援事業(手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、手話通訳者設置、入院時コミュニケーション支援)、手話奉仕員養成研修事業、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業(手話、要約筆記、盲ろう者、失語症向け)

(ア) サービスの内容

【意思疎通支援事業】

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障のある障がい者の意思疎通の円滑化を図るため、以下の支援を行います。

サービス名	サービス内容
手話通訳者派遣	手話通訳者を派遣する。
要約筆記者派遣	要約筆記者を派遣する。
手話通訳者設置 (障がい福祉室の手話通訳者の数)	手話通訳者を設置する。
入院時コミュニケーション支援	入院時における障がい者と医療従事者との意思疎通を支援するため、支援員を派遣する。

【手話奉仕員養成研修事業】

障がい者の意思疎通支援を図るため、日常会話に必要な手話表現技術を習得した者を養成します。

【特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業】

意思疎通を図ることが困難な障がい者が自立した日常生活及び社会生活を送ることができるよう、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修の実施や派遣する体制を整備します。(手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症向け意思疎通支援者)

(イ) 実績と見込量

【意思疎通支援事業】

年度		平成 30 年度	令和元年 度	令和 2 年 度見込み	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
		(2018 年度)	(2019 年度)	(2020 年度見込 み)	(2021 年度)	(2022 年度)	(2023 年度)
手話通訳 者派遣事 業	年間利用件 数	329	329	329	342	342	342
	年間利用時 間数	426	588	588	544	544	544
要約筆記 者派遣事 業	年間利用件 数	13	24	24	13	13	13
	年間利用時 間数	31	54	54	30	30	30

手話通訳者設置事業（障がい福祉室の手話通訳者数）	年間設置者数	1	2	2	2	2	2
入院時コミュニケーション支援	年間利用人数	9	14	14	14	14	14

【手話奉仕員養成研修事業】

年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		(2018年度)	(2019年度)	(2020年度見込み)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)
手話奉仕員養成研修事業（手話奉仕員養成講習修了者数）	年間養成講習修了者数	71	72	0	64	80	96

【特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業】

＜府域での共同実施のため、大阪府と協議中＞

(ウ) 見込量確保のための方策

【意思疎通支援事業】

- ・ 手話通訳者及び要約筆記者の派遣体制の充実に努めます。
- ・ 入院時コミュニケーション支援については、制度の啓発に努めます。

【手話奉仕員養成研修事業】

- ・ ボランティア団体やサークル等と連携しながら、手話奉仕員や要約筆記奉仕員の養成研修を実施し、意思疎通支援の担い手の育成に取り組めます。

【特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業】

＜府域での共同実施のため、大阪府と協議中＞

オ 日常生活用具給付等事業

(ア) サービスの内容

重度障がい者等に日常生活用具の給付または貸与を行い、日常生活の便宜を図ります。

サービス名	サービス内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、移動用リフト、訓練いす等
自立生活支援用具	入浴補助用具、頭部保護帽、歩行補助つえ、火災警報器、電磁調理器、特殊便器等
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー（吸引器）、視覚障がい者用体温計（音声式）等
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用拡大読書器、点字図書
排せつ管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ、収尿器等
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障がい者・児の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

(イ) 実績と見込量

年度		平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度見 込み	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
項目		(2018 年度)	(2019 年度)	(2020 年度見 込み)	(2021 年度)	(2022 年度)	(2023 年度)
介護・訓練支援用具	年間利 用件数	28	42	34	34	34	34
自立生活支援用具	年間利 用件数	95	79	89	90	90	90
在宅療養等支援用具	年間利 用件数	81	89	79	80	80	80
情報・意思疎通支援用具	年間利 用件数	279	452	376	380	380	380
排せつ管理支援用具	年間利 用件数	7,404	7,627	7616	8,000	8,000	8,000
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	年間利 用件数	5	7	7	8	8	8

(ウ) 見込量確保のための方策

- ・ 重度障がい者の日常生活の自立や介護者の負担軽減を図るため、本市の実情に応じた対象用具等について検討を継続します。

カ 移動支援事業

(ア) サービスの内容

障がい者に対し、外出の際の移動を支援することで、地域での自立生活及び社会参加を促進します。

(イ) 実績と見込量

サービス名	単位	対象	実績				実績見込 令和2年度 2020年度	見込量		
			平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度		令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度
移動支援	利用者数 [人/月]	身体障害者	236	238	233	231	236	241	246	251
		知的障害者	674	696	677	642	655	668	681	694
		精神障害者	114	109	117	127	130	133	136	139
		障害児	52	43	49	39	40	41	42	43
		合計	1076	1086	1076	1039	1061	1083	1105	1127
	量の見込み [時間/月]	身体障害者	34,387	36,262	35,295	33,702	34,455	35,208	35,961	36,714
		知的障害者	123,482	115,664	108,705	97,090	99,047	101,004	102,961	104,918
		精神障害者	8,001	9,489	10,485	10,172	10,445	10,718	10,991	11,264
		障害児	5,723	4,908	5,223	5,553	5,677	5,801	5,925	6,049
		合計	171,593	166,323	159,708	146,517	149,624	152,731	155,838	158,945

(ウ) 見込量確保のための方策

- ・ 重度障がい者に対しては、必要に応じて複数派遣を決定するなど、手厚い体制で支援が行えるよう取り組みます。
- ・ 移動支援事業の充実を図るため、ガイドヘルパーの養成を促進します。

(「4 障害福祉サービス等の円滑な提供に向けた取組」と関連)

キ 地域活動支援センター機能強化事業

(ア) サービスの内容

障がい者に創作的活動や日中活動の場の提供を行う基礎的事業を実施した上で、定員規模や事業所によって活動内容が異なる機能強化事業を行います。

サービス名	サービス内容
基礎的事業	利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等、地域に応じた事業を実施します。
機能強化事業	<p>〈Ⅰ型〉 専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域基盤との連携強化のための調整、普及啓発を行います。</p> <p>〈Ⅱ型〉 機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービス等を実施します。</p> <p>〈Ⅲ型〉 小人数の作業所で、障がい者に創作的活動や日中活動の場を提供します。</p>

(イ) 実績と見込量

年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度見込み		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	(2018年度)		(2019年度)		(2020年度見込み)		(2021年度)		(2022年度)		(2023年度)	
項目	実施箇所数(か所)	利用者数(人/年)	実施箇所数(か所)	利用者数(人/年)	実施箇所数(か所)	利用者数(人/年)	実施箇所数(か所)	利用者数(人/年)	実施箇所数(か所)	利用者数(人/年)	実施箇所数(か所)	利用者数(人/年)
地域活動支援センターⅠ型	1	6990	1	2016	1	4684	2	9368	2	9368	2	9368
地域活動支援センターⅡ型	2	356	2	338	2	419	2	452	2	452	2	452
地域活動支援センターⅢ型	0	0	0	0	0	0	2	2760	2	2760	2	2760

(ウ) 見込量確保のための方策

- 精神障がい者の地域生活の充実を図るため、未整備の地域生活支援センターⅢ型施設を整備するとともに、Ⅰ型及びⅡ型施設については、機能の強化を図ります。

ク 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業(地域生活支援広域調整会議等事業)

(ア) サービスの内容

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、精神障がい者に対する地域生活への移行に向けた支援、地域生活を継続するための支援及びアウトリーチ(他職種による訪問支援)等に取り組むため、各関係機関が連携できる体制を構築します。

(イ) 実績と見込量

<調整中>

(ウ) 見込量確保のための方策

- 精神障がい者の地域生活を支援する関係機関との連携体制の構築に向け、保健所と連携しながら、検討を進めます。

ケ 日常生活支援(訪問入浴サービス、日中一時支援)

(ア) サービスの内容

サービス名	サービス内容
訪問入浴サービス事業	・入浴が困難な在宅の身体障がい者が対象 ・居宅を訪問し、浴槽を提供し入浴介助を提供するサービス
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息の機会を確保し、介護者の負担の軽減を図ります。

(イ) 実績と見込量

年度		平成30 年度	令和元 年度	令和2年 度見込 み	令和3年 度	令和4 年度	令和5年 度
項目		(2018 年度)	(2019 年度)	(2020 年度見 込み)	(2021 年度)	(2022 年度)	(2023 年度)
日中一時支援事業	利用量(人日)	10,611	11,144	11,701	13,687	15,540	17,411
訪問入浴サービス事業	利用量(人日)	1,048	1,061	1,072	1,083	1,094	1,104

(ウ) 見込量確保のための方策

- ・障がい者の置かれている状況や希望を勘案し、必要な場合にサービスが提供できるよう、サービスの提供体制を確保します。
- ・日中活動系サービスの利用後の時間帯の余暇活動について、支援の方策を検討します。